

崎門学報

第八号
平成28年8月30日
崎門学研究会



目次

『靖献遺言』を読む

卷の六、謝枋得

前巻で見たように、文天祥の主君である徳祐帝は皇位の御印である国璽を元に奉じて降伏し、自らも皇后や太皇太后と共に北送されてしましました。しかし、国璽を敵方に奉じるということは、事実上の退位を意味するものであり、文天祥はそのことを大義名分にして二王（端宗と衛王）を新帝に奉じて元への抗戦を続けたのでした。次に第七巻の主人公である謝枋得も文天祥と同時代の人物であり、そこで扱う主題も天子が夷狄に降伏してしまった場合、遣された臣民は如何に身を処すべきかという問題に変わりはありませんが、本巻では特に、最早夷狄の籠中にある天子が発する詔命が、はたして天子の命として正当かどうかという点が問題になります。

では本編に入りましょう。謝枋得は字を君直といい、南宋の宝慶二年（一二二六年）、信州は現在の江西省上饒県の出身です。寶祐四年、枋得三十一歳の時に礼部（我が国でいう文部省）で行われた省試を受験して首席で

及第し、皇帝自ら出題する殿試に臨みました。が、時の大臣宦官を罵ったため、第一甲から第五甲まである合格者の内、第二甲の首席に止まりました。ちなみにこのときの第一甲の首席が文天祥であり、合格者の中には前巻で出て来た陸秀夫などもおります。



謝枋得

会計官を前線の各軍に派遣して収支を調査させました。その狙いは、「なにとぞ大将どものおちどを見出さぬと思へども何にもないゆえ思ついて兵糧のぎんみ（吟味）によこめをまわす。兵糧と云ものは何が大勢して食ふもの。はたらくときは盗をするで有ふ。なにときこそがいりめ（入目）のつもられぬものぞ。それを知てさんよう（算用）せよと云。」（絅齋『講説』）とあるように、兵糧と云う軍会計の弱点を突いて落ち度を暴き、失脚に追い込むという策略です。やがて賈似道の使者は信州にも至り、枋得は宣撫使を庇おうと、家財を売り払って收支の不足を補つたために官を奪われました。

景定五年、枋得三十九歳の時、彼は科挙の試験官を命じられましたが、試験問題のなかで賈似道の姦悪を暴きあげ、言を極めてその罪を彈劾したため、またしても官を奪われて興国軍（湖北省陽新県）に追放されました。枋得は、宋室の命運が二十年後に尽きることを確信し、宋を何としても「ぼしてはならない」といいう一念から賈似道と抗論し、失脚しても節を曲げませんでした。興国軍では、疊山と号して山門に籠り、一人道義を考究しておられたが、人々はその理に対して厳格で孤高を貫く態度を慕い、その土地の長官以下多くの民衆が彼に弟子入りして物事の理非曲直を尋ねたと言います。そんな枋得の座右の銘とした「清明正大の氣、利を以て回すべか

らず、英華果銳の氣、威を以て奪ふべからず（清明正大の氣は利益で釣つても、もとへ回すことができず、英華果銳の氣は権威をもつておどしても、かへさせることができぬ）」という言葉は、最もよく彼の生き様を表しております。

南宋の滅亡とその後

徳祐元年、枋得は五十歳にして江西の招諭使、次いで信州知事に任せられました。招諭使とは「降参する者を此方へ招き、叛く者を諭して、総体の司さになる役」（強齋『講義』）のことです。一種の軍司令官です。折しも元軍は長江流域に来寇したため、枋得はこれを安仁で迎え戦いましたが敗れ、妻子みな捕られ、自身は老母を奉じて建寧山中に隠れました。彼は山中で賤者に身をやつし、宋の滅亡を知つてからは、毎日喪服を着、都臨安の方を向いて慟哭したため、理由を知らない人々はこれを見て病人であると思いました。その後は、建寧を去つて建陽に移り、さらには閩中（福建省閩侯県）に至りました。その後は、建寧を去つて建陽に移り、さらには閩中（福建省閩侯県）に至りました。それから時はたち、元の至元二十三年、枋得六十一歳の時、元主フビライは、臣下の程文海を江南に遣わして人材を求めさせたところ、文海は宋の遺臣三十人を推薦し、その筆頭に枋得の名を挙げました。しかしこれを聞いた枋得は、文海に手紙を送り、「自分が、宋が滅んだにもかかわらず死ななかつたのは、九十三歳の老母が居たからだ。しかし

その母も去年二月に死んだので、もはやこの世に何の関心もない。亡國の大夫でいやしくも義理を識る者は、自らの存立を図るべきではない。」といつて、その推舉を断りました。

そこで、元の時代、地方を統括する為各地に置かれた行省の大臣をしていた忙兀台（ぼうこつたい）は枋得を招待し、手をとつてその浪人暮らしを労い、彼を仕官させようとしたが、これにも「枋得の名は亡國の臣のことであるから不吉である」と言つて断りました。そこで今度は、宋から元に逃れた大臣の留夢炎が、枋得に仕官を力説しましたが応じませんでした。

これを見た福建省の大臣である魏天祐は枋得を説得して自らの功績にしようと企み、彼を欺いて自らの城に召し入れ、説得を試みましたが、枋得は天祐を相手とせず、かえつて傲岸無礼な態度をとつたため、天祐は怒つて

汝は天子より地方の長官を押し、国境の守備を命じられていたのに、安仁に戦いに敗れても死ななかつたのは何故か」と言つて枋得を責めました。すると枋得は、「程嬰や公孫杵臼の故事」（史記）に晋の臣屠岸賈、その君趙朔を殺し、趙氏の遺児も殺そうとしたが、趙氏の客友である程嬰と公孫杵臼が相謀り、杵臼は他人の児を趙氏の児と偽つて殺された。それから十五年、晋の景公、屠岸賈を滅ぼすに至つて趙氏の遺児と程嬰を召したが、程嬰は事成れりとして自殺した）を引き合いました。そこ

位を篡奪してから十四年後のことであるがそれでも忠臣の名は失っていない。韓愈が「棺を蓋ひて事始めて定まる」と言い、司馬遷が

「死は泰山よりも重く、鴻毛よりも軽きことあり」と言つたように、人の真価は死ぬまで分らないのだと云つて反論しました。天祐はこれを強弁だと言つて難じましたが、枋得も足下には何を言つても無駄だと言い返したので、結局天祐は怒つて枋得を北送することにしたのです。この北送に当り、枋得が死を誓い、門人・故友への訣別の辞として賦したのが、綱齋が枋得の遺言とした『初めて建寧に到りて賦する詩』です。以下に本文を掲げます。

『初めて建寧に到りて賦する詩』

雪中松柏いよいよ青青。綱常を扶植する此の行にあり。

天下久しく襄勝が潔あり。人間なんぞ独り伯夷のみ清からん。

義高くして便ち覺る生捨つるに堪ふるを。禮重くして方知る死甚だ軽きを。

南八男兒つひに屈せず。皇天上帝眼分明。

綱常は三綱五常

襄勝は、前漢の篡臣王莽に抗して死んだ人物南八は南霽雲で、安禄山と戦つた唐の武将で

す。

併せて以下に強齋の『講義』を掲げます。

天道の能く見すかしてござるではないか、とあること。」

北送の途中、枋得は餓死せんとしてほとんど食べ物を口にせず、次第に体力衰弱して病を発しました。そして元都に着くと、謝太后の仮の墓所と徳祐帝の在ます所を訪れて再拜慟哭し、病状悪化するなかで医者の治療をも拒み、終に死にました。享年六十三歳。枋得の死後、息子の定之が枋得の遺骸を郷里の信州に埋葬しました。この定之もまた父の志を継いで元に仕えませんでした。また枋得の妻の李氏は、元の將軍が妻にしようとしたのを拒み、自ら首を括つて死にました。この他、枋得の弟や叔父とその妻子なども皆元に屈せず、節義に死んだことありました。

以上が『靖獻遺言』が記す枋得の経歴ですが、重要なのは枋得が、前述した留夢炎に与えた書である『劉忠齋に遺（おく）る書』のなかで、自らが元の招聘に応じて仕えない理由の一つとして、枋得が太皇太后から降伏を命ずる詔書をいくたびも頂きながら、全て返事をせず、そのまま太后が崩じて久しくなるいまとなつては、粗飯を供えて太后の御陵にお参りする面目ないことを挙げていることです。この書にある様に、徳祐帝の母君である太皇太后は枋得の再三の諫奏にもかかわらず、二三の大臣の謀を信じて祖宗の土地人民

を悉く元に献上し、自らも徳祐帝と皇后と共に投降して大都に北送されてしましました。そして大都から書状を下し、枋得が元に降伏するならば、宋の宗廟社稷を残し民衆を救う事ができると言われたのでしたが、これは三歳の童子から見ても群臣たちを欺き、降伏させるための方便であることは明らかでした。これに対して枋得は「宗社存すべからず、生靈救ふべからざるを知り、太母に従ひて以て帰附せず、此れ某の人臣たる、みづから臣たるの義を尽くすなり」と記し、また「君臣は義を以て合ふものなり。合へば則ち就き、合はざれば則ち去る。」と記して、太后的詔命に従いませんでした。

こうした枋得の態度は、まさに文天祥が「社稷を重しつし、君を輕しとなす」と言つた態度と通底し、であるがゆえに綱齋も明の学者である許浩の言を引いて「嗚呼、精忠勁節、文山前に倡（とな）え、疊山後に繼ぐ。その行う所を質すに、一轍に出づるが如く、綱常を夷狄華を乱すの時に抜け、風化を宋祚傾頽の際に振ふ。身死すと雖ども、いまに至りて英氣凜凜として猶ほ存す。身を殺して仁を成し、生を捨てて義を取る。二公能く孔・孟の訓に遵ふと謂ふべし。」と述べております。

文天祥との違い

もつとも、文天祥と枋得に共通する点が多くはいとは云え、両者の間には微妙ではあります

天祥の場合、徳祐帝は国璽を元に奉じてしました。ですから天祥はそのことを大義名分にして「王を新帝に戴き元との抗戦を続けたのでした。また綱齋と強齋の『講義』ないしは『講説』でも見たように、彼らが後醍醐帝に従つて高氏に降った瓜生判官を批判したのは、既に三種の神器が一宮（恒良親王）に渡され御位が譲られていたにも関わらず、瓜生判官が後醍醐帝の綸旨を本物と信じて降伏したからでした。

しかし一方の枋得の場合、彼は降伏を促す太皇太后の命が本物であることを知りながらあえてそれに従わず、抗戦を続けたのです。太皇太后は皇帝ではないので、その命は君命ではありませんが、綱齋と強齋は共に、それがたとえ本物の君命であつたとしても従う必要はないと述べております。強齋は先に枋得が記した「みづから臣たるの義を尽くす」の意味について、「君はどうあれ某（それがし）は宋の臣たるなりに義を守るとあること。かぶした大義を知らぬに依て前に云た様に瓜生判官が高氏にたらされた。たとひ本の勅にしてからが高氏が様な賊と和睦なされたらば賊と一つになられたと云もの。すれば何ほど勅じやと云ても従ふ筈がない。どうなりともして天照大神以来の皇統を正ふ立るが全体の忠義ぞ。」（『講義』）と述べ、また綱齋も「もはやこのときは社稷にあずかる戦ひなれば社稷が重ひゆえ降参する君なれば社稷から云へば

かたき（敵）ゆへゆだんしらると大后からしてあぶないめにあわするがどれもくらい。義貞が北国へをちるとき瓜生判官がみやこがたなるに尊氏が似せ編旨をかきて天王は降参なされてあれは朝敵なり天子の勅なるほどに尊氏にそくいして義貞を討べしと云ふれる。瓜生がこれをまんまことにしてだまされたと云うて今で笑ふ。これがもとまぐれものゆへなり。天王の胤として尊氏に降参なさるようふな天子で天照大神以来の正統を失ひ玉ふような君なればもはや正統のたたかひゆへこのみやこをとりたて奉て天子の位にそなへたたかわす。一度天子の位にござればらうぜきなことはなるまい故おしこめ奉てもくるしくなし。義貞は朝敵などと云せてあり編旨ならばせは云に及ばずたとひ天子の勅筆であそばすとも引さいてすてとがはないことぞ。

それを天子の降参なされたとてきもつぶして降するはだいかかるのまくれた勇ぞ。正成などはこの筋がみえたそうな故天子のながさせたまふをききてもはや千破屋城を守りてぎくともせぬ。天子がなれば君をとりたてる人がなればつれひとりきりしぬ合点なり。」（『講説』）と述べております。

以上で述べられているのは、次のようなことでしょうか。すなわち、後醍醐天皇が高氏に降つたのは偽の三種の神器を擁されてのことであつたから、正統は一宮であり、高氏への降伏を命じる綸旨は無効である。しかしこれを国家にもたらすか、様々な資料を引いて論証しておりますが、なかでも、南宋の時代を生きた朱子が、紹興三十二年に孝宗の求めに応じて奉じた『壬午應詔封事』は重要なこと

宋金交渉始末

したがって、正統なる天子を戴く国家がどんなことがあつても夷狄に降伏してはならなければ、それによつて領土が奪われ人民が危害を受けるからではなく、國家存立の根本をなす三綱五常の道義が頽廃し、それが結果としてとめどのない内憂外患を引き起こすからでした。

綱齋は、枋得の巻の大半を宋と金の交渉に関する記述に費やし、目先の平和を目的とした講和の名による降伏が、いかに甚大な災厄を国家にもたらすか、様々な資料を引いて論証しておりますが、なかでも、南宋の時代を生きた朱子が、紹興三十二年に孝宗の求めに応じて奉じた『壬午應詔封事』は重要なこと

を云っています。この『封事』のなで、朱子は、およそ世間で和戦の得失を論じるのに、主戦と講和派がそれぞれの長所を飾つて議論が一定しないのは、彼らが何れも利害の末節に走つて義理の根本を見ないからであると述べた上で、「仁は父子より大なるなく、義は君臣より大なるなし。是れを三綱の要・五常の本と謂ふ。・・・その君父の讐、與共（とも）に天を戴かずといふものは、乃ち天の覆ふ所、地の載する所、凡そ君臣・父子の性あるもの、至痛みづから已むあたはざるの同情に発して、専ら一己の私に出づるにあらざるなり。国家の北虜と、乃ち陵廟の深讐、その與共に天を戴くべからざること明らかなり。然らば則ち今日まさにすべき所のもの、戦ひにあらざれば以て讐を復することなく、守りにあらざれば以て勝ちを制することなし」と述べ、「君父の讐は共に天を戴かず」という義理の根本から金との講和に反対し、あくまで徹底抗戦を主張しています。これはどういふことかと言いますと、先に、北宋第八代皇帝である徽宗の時代に華北の領有をめぐつて金と不和が生じ、金が宋に侵攻してきた際、金の猛攻に恐れをなした徽宗は欽宗に譲位して出奔し、やがて宋の都も金軍に包囲されてしましました。これに対し李綱等の忠臣は徹底抗戦を主張しましたが、金は莫大な賠償金と領土の割譲、金帝を尊んで宋帝の「伯父」とすることなどを条件とした和議案で欽宗を惑したため、欽宗は李綱を罷免すると、自



杭州の岳飛廟にある
秦檜夫婦の像。右が秦檜

ら先帝である徽宗と金の軍に投降してしまいました。すると金は欽宗から皇位を剥奪して庶民の身分に落とし、二帝および后妃・太子・父の讐」と言つたのは、「靖献の変」で、徽宗威三千人を拉致して北に去りました。これが欽宗の年号に因んで「靖康の変」と呼ばれる大事件であり、この事件を以て太祖趙匡胤以来百六十年続いた北宋は滅亡したのでした。

しかしその後、欽宗の皇子でありながら、唯一北去を免れた皇子である康王が即して南宋の初代皇帝高宗となります。高宗は前出し李綱を召して意狄討伐を誓いましたが、またしても黄潜善や汪伯彥による和議工作に阻まれ、さらには高宗が講和派の元凶である秦檜を信任すると、秦檜は岳飛や韓世忠等の主戦派を斥けて金と和議を結び、その結果、宋は金に臣下の礼を取り、毎年莫大な歳幣を朝貢することになったのでした。この高宗の朝は、翻つて戦後の我が国歴史に目を轉じれば、いささか慚愧の念に堪えません。というのも、先の大戦の結果我が国は、「國体を護持しうる」という条件の下にポツダム宣言を受諾し、アメリカに降伏致しました。しかし、その後GHQが作成した憲法は、國民主権や政教分離といった原則を明記し、天皇を主君に戴く我が國体の尊厳を冒涜する内容であるにもかかわらず、原爆の威力によって強制されました。かくして國体の本義は捻じ曲げられ、そればかりか、夷狄であるアメリカの軍隊が戦後七十年以上の長きに亘つて我が國の領土に駐留し続け、毎年數千億もの歳幣をアメリカに本国に朝貢しているのです。たしかにそれによつて戦後の我が国は空前の物質的

後を継いだのが、朱子が『封事』を奉った孝宗であり、朱子が『封事』のなかで金を「君父の讐」と言つたのは、「靖献の変」で、徽宗・欽宗の両帝が拉致北送されたことによります。

かくして成立した宋金の和約は南宋に一時の平和をもたらし、南宋は農業生産の向上や運輸交通の発達によつて空前の経済的繁栄を謳歌しましたが、所詮それは夷狄である金に中原を奪われ臣従を余儀なくされた「敗北の平和」に過ぎず、やがては元の勃興と侵略によって南宋もまた滅んだのでした。南宋滅亡の顛末は、本巻と前巻の文天祥のくだりで見たとおりです。

さて、これまで謝枋得の巻を見てきましたが、翻つて戦後の我が国歴史に目を轉じれば、いささか慚愧の念に堪えません。というのも、先の大戦の結果我が国は、「國体を護持しうる」という条件の下にポツダム宣言を受諾し、アメリカに降伏致しました。しかし、兄弟等と『中臣祓』の勉強会を開催する。演題は「明治天皇の御修学と大御心」。六月十五日・二十五日、愛媛尚友会の三浦兄弟等と『中臣祓』の勉強会を開催する。また併せて若林強齋先生の『中臣祓師説』、竹内式部先生の『中臣祓講義』を読む。

六月二十日、日本国体学会主催の講演会で、西岡和彦国学院大学教授の講演を拝聴する。演題は『大祓詞に見る我が國体觀』。場所は学士会館。

七月十二日、愛媛尚友会の三浦君上京

八月八日、天皇陛下のおことばを拝聴する。

八月十五日、靖国神社参拝

崎門列伝⑦高山彦九郎

(当会顧問) 坪内隆彦

大きな結節点としての高山彦九郎



高山彦九郎

筆者が高山彦九郎を重視するのは、彼が王政復古運動の大きな結節点的役割を果たしたことによるからだ。彼に先立つ崎門の朝権回復運動の精神は彼に引き継がれ、彼の残した足跡は後に続く國體思想の名著成立の原動力となり、さらに幕末の志士に引き継がれていたからだ。

彦九郎は、延享四（一七四七）年に上野国新田郡細谷村（現群馬県太田市細谷町）で生まれた。先祖は、新田郡から出た新田義貞に、一族郎党を率いて仕えていた有力な武将で、彼もまた若くして尊皇の志を抱くようになっていた。



高山彦九郎銅像

朝権回復三事件の挫折

彼は青年期に崎門派による朝権回復運動の挫折を目撃している。宝暦、明和、安永の三事件である。

宝暦事件は、前回取り上げた、崎門派の竹内式部が、皇政復古の大業を成就することに叩きつけたという。また、京都の「高氏」

の墓前を過ぎた時、その罪状を挙げて鞭で三百回も打つたという逸話も残されている。

彦九郎が『太平記』を読んだのは、宝暦九（一七五九）年のことだった。それからまもなく、彼は伊勢崎で村主玉水、浦野知周（神村）らと交友する中で、崎門学に傾倒していく。彼は難事件のある毎に、玉水門下の小松原醇斎に相談していたともいう。

彦九郎は、明和元（一七六四）年三月には京に上り、三条大橋に臥して皇居を拝したと伝えられる。彼はその後、少なくとも四度京都に上っているが、入退京の際には必ず、三条もしくは五条の橋上に坐して皇居を望めし、「草莽の臣高山彦九郎正之」と挨拶した。この彦九郎の姿は、いまも三条大橋の東のたもとにある銅像が伝えている。

彦九郎は、明和四（一七六七）年に一気に公家を書いた山県大弌が明和四（一七六七）年に連なる人物を弾圧した事件である。

彦九郎は、この三事件で斃れた先人の魂を引き継いだ。式部にとつて桃園天皇というご

存在があったように、彦九郎には光格天皇と

いうご存在があつた。

特に、光格天皇が朝権の回復に強い御意志を示されていたことが重要である。それは言

うまでもなく、天下万民のための天皇親政の理想の回復という御志に根差したものであつた。後桜町上皇から与えられた教訓に応えた

寛政九（一七九九）年七月二十八日の宸翰で、

光格天皇は「仰せの通り、何分自身を後にし、天下万民を先とし、仁恵・誠仁の心、朝夕昼夜に忘却せざる時は、神も仏も御加護を垂れ給う事、誠に鏡に掛けて影をみるがごとくに候」とお書きになっている（『宸翰英華』）。

光格天皇は、朝議や祭祀の復古・再興を進めた。そして、光格天皇は、幕府に対して、実父閑院宮典仁親王に太上天皇の称号を贈ることをお求めになっていた。この尊号宣下問題の決着こそ、幕府と朝廷の力関係を左右する重大問題だった。

通常、太上天皇は、譲位により皇位を後継者讓つた天皇に贈られる称号である。典仁親王は、天皇の位に就いたことはない。にもかかわらず、光格天皇が太上天皇の尊号を贈るうとされたのは、典仁親王の御所内での席順の問題だった。藤田覚氏が指摘しているよう

を夢見て、桃園天皇の近習徳大寺公城らに講義をした結果、京都から追放された事件である。宝暦六（一七五六）年には桃園天皇への直接進講が実現したが、式部は宝暦八年に京都から追放された。明和事件は、『柳子新論』

を書いた山県大弌が明和四（一七六七）年に処刑された事件だ。そして、安永事件は、崎門の考え方が公家の間に浸透することを恐れた幕府が安永二（一七七三）年に一気に公家に連なる人物を弾圧した事件である。

彦九郎は、この三事件で斃れた先人の魂を引き継いだ。式部にとつて桃園天皇といふ存在があつたように、彦九郎には光格天皇と

いうご存在があつた。

特に、光格天皇が朝権の回復に強い御意志を示されていたことが重要である。それは言

うまでもなく、天下万民のための天皇親政の理想の回復という御志に根差したものであつた。後桜町上皇から与えられた教訓に応えた

寛政九（一七九九）年七月二十八日の宸翰で、

光格天皇は「仰せの通り、何分自身を後にし、天下万民を先とし、仁恵・誠仁の心、朝夕昼夜に忘却せざる時は、神も仏も御加護を垂れ給う事、誠に鏡に掛けて影をみるがごとくに候」とお書きになっている（『宸翰英華』）。

光格天皇は、朝議や祭祀の復古・再興を進めようとしていた。そして、光格天皇は、幕府に対して、実父閑院宮典仁親王に太上天皇の称号を贈ることをお求めになっていた。この尊号宣下問題の決着こそ、幕府と朝廷の力関係を左右する重大問題だった。

通常、太上天皇は、譲位により皇位を後継者讓つた天皇に贈られる称号である。典仁親王は、天皇の位に就いたことはない。にもかかわらず、光格天皇が太上天皇の尊号を贈るうとされたのは、典仁親王の御所内での席順の問題だった。藤田覚氏が指摘しているよう

に、諸法度の規定によつて、親王であるため、関白はおろか三公（太政大臣、左大臣、右大臣）より下に座らなければならず、光格天皇はこれを耐え難くお感じになられていたのである。

光格天皇は、すでに天明二（一七八二）年に、尊号問題で動かれていた。光格天皇は、天皇にはならなかつたが太上天皇の尊号を贈られた先例として、後高倉院と後崇光院の二件があつたことを根拠とされ、尊号宣下をお求めになつた。

これに対しても幕府は、二例はいずれも承久の乱と応仁の乱という混乱期の事例であり、これらは先例たり得ないと説き、朝廷に対して再考を求めて拒否した。

光格天皇は、寛政三（一七九一）年八月に幕府に迎合していた鷹司輔平を実質的に更迭され、幕府に反感を持つていた一条輝良に交代された。また、同年十二月には武家伝奏を久我信通から、やはり幕府に批判的な正親町公明に交代された。

同時期、光格天皇が四十一名の公家に尊号宣下についての意見をお求めになつたところ、尊号宣下に賛成が三十六名、反対・保留が五名という結果となつた。この公家の圧倒的支持を背景に、朝廷は再び幕府に対して尊号宣下を要求した。このときには、もし幕府が認めないならば、「天皇にもお考えがある」と迫つた。しかし、幕府寛政四年八月、「尊号宣下は無用」ときつぱり回答してきたのである。

ある。ついに光格天皇は、「同年十月下旬を目処に尊号宣下を実行する」と一方的に宣言されるに至つた。

尊号宣下運動の中心人物が、正親町実連から垂加神道を学んだ中山愛親であつた。光格

天皇の侍講をつとめていた伏原宣條らを通じて、朝廷との関わりを深めていた彦九郎は、愛親とも連携していたと見るべきである。

光格天皇が強硬な姿勢に転じられる直前の寛政三（一七九一）年三月、彦九郎は琵琶湖でとれた「緑毛龜」という珍しい亀を光格天皇に献上、それをきっかけに、光格天皇が側近に「高山彦九郎といえる者を知れるや」と尋ねられたことを知つた。その喜びを、われを我としろしめすかや皇の玉の御こえのかかる嬉しさと詠んでいる。

九州望楠軒

寛政三年はじめ、彦九郎が玉木慎斎、西洞院時名、綾小路有美、錦小路頼尚、山田清斎公明に交代された。

彦九郎が皇政復古の志を改めて固めるとともに、朝廷への働きかけを強めたことは想像に難くない。六月二十九日には、聖護院法親王の邸で、偶然にも、宝曆事件で閉門を命じられた唐崎常陸介（土愛）との初対面を果たしている。

そして同年七月、彦九郎は九州へと向かつた。小倉から豊前、筑前を回り、久留米東櫛原村に森嘉膳を訪ねた。森は、崎門派の合原の門人でもあつた。翌寛政四（一七九二）年

二月、彦九郎は熊本から薩摩に入り百日余り滞在した。この薩摩入りを支えたのが薩摩の赤崎貞幹（海門）である。貞幹は、西依成斎の門人藪孤山（朝陽山人）に師事、彦九郎の運動を支援していた。

薩摩藩九代藩主の島津斉宣は、尊号問題打开を志す彦九郎に理解を示していた。ところが、斉宣の父重豪の周囲がこれに反発し、彦九郎入薩の目的を知ると、彦九郎を危険視するようになる。結局、彦九郎は五月末に薩摩を去らねばならなかつた。

彼の動きは幕府に察知されていたのだ。も

はや、彼は京都にも戻れず、日向街道を北上し、延岡・竹田を経て、熊本に戻つた。彼は尊号問題の状況を把握できないまま、九州各地を転々とし、再び久留米森家を訪問した。森の家からわざか百メートルほど北に行つた場所にあつたのが、有馬主膳守居の別荘「即似庵」だつた。

彦九郎の最期

この間、老中松平定信は尊号宣下を主張する中山愛親、正親町公明、広橋伊光の三卿を江戸へ召喚しようとした。この結果、朝廷側は幕府の意見に従い、尊号宣下を断念した。朝廷側は、三卿の江戸への召喚を必要なしとしていたが、結局、中山愛親と正親町公明の両卿を江戸へ向かわせた。寛政五年二月十日に江戸に着いた両卿は、翌十一日から尋問を受ける。結局三月七日、中山愛親は閉門（外出禁止）、正親町公明は「逼塞」（白昼の出入り禁止）の処分を受けた。

もはや、彦九郎も自由に行動することが難しくなつていた。寛政五年六月十九日、彦九

護し、此別墅を中心として尊攘の大義を首唱せしめるに至つたのである。此庵も亦、九州の望楠軒と称するに足り、主人守居も亦これ筑後初期勤王党の首領と称すべきであらう」と称えている。

郎は森嘉膳宅を訪問、憑かれたように、旅行記や諸家から贈られた詩歌を水に浸して破り始めた。

森は彼の家に来ていた同志の永野十内を呼び、「なぜ、こんなことをするのか」と問い合わせた。すると、彦九郎は「予、狂氣せり」と答えたという。

永野が、そのように旅行記を破棄すれば、かえつて「謀反」を計画していたと疑われるのではないかと言うと、彦九郎は黙つて破ることを止めた。

その後、食事をし、気分が落ち着いたかに見えたので、永野は帰宅、森も席を外した。

その一瞬の間に、彦九郎は切腹したのだ。戻つてきした森に、彦九郎は「主人、主人」と呼び掛けます。

森が、傍に寄つて「なぜ、こんなことになつたのか」と言うと、彦九郎は、「永野氏とあなたに言い遣しておくべきことがある」と言う。

森が急いで永野を連れて來た上で、「遺言状はあるのか」と問うと、彦九郎は次のように言つた。

「余が日頃忠と思い義と思いし事、皆、不忠不義の事になれり。今にして吾が知の足らざる事を知る。故に天、吾をせめて、かくのごとく狂せしむ。天下の人に宜ろしく告ぐべし」

その夜、午後十時ごろになつて、彦九郎の氣力は衰え、倒れ伏してしまつた。しかし、役人が来て、改めて「なぜ、自殺しようどし

たのか」と問うと、「狂氣」と答えた。その後、外科医が来て治療をほどこしたが、回復するはずもない。翌朝に至つて、彦九郎はついに絶命した。

徳川幕府の圧迫が強まり、自らの活動はもはやこれまでと悟つたに違いない。しかも、公家を巻き込んだ運動を展開していたとすれば、捕まつて、彼らに類を及ぼすわけにはいかない。あるいは、味方を装いつつ幕府に内通していた者への絶望もあつたかもしれない。もはや、自ら命を断ち、後に残された志士に期待を託すしかなかつたのだろう。

引き継がれた彦九郎の志

彦九郎との再会を一日千秋の思いで待ちわびます。

森が、傍に寄つて「なぜ、こんなことになつたのか」と言うと、彦九郎は、「永野氏とあなたに言い遣しておくべきことがある」と言う。

彦九郎との再会を一日千秋の思いで待ちわ

びていた藤田幽谷は、涙ながらに彦九郎を祀つて祭文を詠みあげた。唐崎常陸介は彦九郎の遺志を継いで、同志の糾合を目指したが、志成り難く、彦九郎自決から三年後の寛政八年十一月、彦九郎を追うよう切腹している。

彦九郎、林子平とともに「寛政の三奇人」

と称された蒲生君平は、彦九郎の自決に強い衝撃を受け、彦九郎の志を継ぐべく、『山陵志』

執筆に邁進していく。

一方、彦九郎の自決は頼山陽の『日本外史』執筆の原動力となつたと考えられる。山陽の父春水は彦九郎と深い交流を続けていた。『春水日記』には彦九郎に関する記述が、天明四(一七八四)年以来、繰り返し出てくる。天

明六(一七八六)年四月十四日には、「服部

先生(服部栗斎)松島行、見立(送別)とある。栗斎は、村上玉水門下の嶋門学派である。

たとき、春水は芸州、薩摩両藩主の間を慌ただしく往来し、寛政四年二月二十日には貞幹とともに薩邸で彦九郎の協力者たちと会合を開いていた。東京学芸大学教授を務めた千々和實は、次のように指摘している。

「この重大問題の時期に、同じ問題で高山が最も力を注いだ薩摩、久留米、中津三藩の侍講、嘗て藩内多数の高山共鳴者が騒いだ龍野藩の侍講、それに芸藩の侍講も加わった。近年来の高山の心友の薩邸での晤会は、示唆する所小さしとしない」

寛政四年五月に彦九郎と別れた貞幹は、参勤交代で江戸に赴く藩主斎宣に同行していた

が、寛政五年五月四日、岐薩の途につく。

の時江戸にいた春水は、「広島にいる山陽の

もとに立ち寄つてほしい」と貞幹に頼んだ

のである。六月四日、貞幹は広島に到着、山

陽との対面を果たした。当時山陽は十三歳。

このとき、春水とともに尽力した尊号問題の

挫折と憤りが、若き山陽に語られた可能性は

否定できない。千々和は、「慷慨の調子高く、

尊号一件の最も新しい確實な歴史的悲劇の情

報が、語られたに相違ない」と書いている。

彦九郎自決から八十年後の明治五年、御沙汰書とともに彦九郎に正四位が贈られた。そ

こには「草莽一介之身ヲ以テ勤王之大義ヲ唱

ヘ、天下ヲ跋渉シ有志ノ徒ヲ鼓舞ス。世ノ罔

極ニ遭ヒ自刃シテ死ス、ソノ風ヲ聞テ興起ス

ル者不少」とあつた。

ただし山陽は、尊号問題挫折の教訓として、朝権回復の事業が容易ではないばかりか、大きな危険を伴うことを深く理解したのだろ

う。

貞幹との対面後、『通鑑綱目』を読み始めた山陽は歴史編纂を志し、幕府に警戒されないよう形で、國體回復に資する歴史書を作ろうと決意したと考へていい。彼は、しかるべき時期を待たなければならぬと、また広く国民の中に、わが国本来の姿が認識されければならないと思ったことだろう。だからこそ、彼は『日本外史』を書き、それが広範な読者を得ることを目指したである。

一方、幕末の志士たちは、彦九郎の遺志を継ごうとしていた。真木和泉もその一人である。真木は、天保十三(一八四二)年六月二十七日、久留米藩の木村重任らとともに、彦九郎没五十年に当たり祭典を挙行している。三上卓先生は、「真木の巡つた足跡こそ、実に高山先生が七十余年前に辿つた足跡ではなかつたか。吾人は先生の事跡を調査し、て、更に真木の一生を見る時、その暗合に喫驚するものである」と書いている。

彦九郎自決から八十年後の明治五年、御沙汰書とともに彦九郎に正四位が贈られた。そこには「草莽一介之身ヲ以テ勤王之大義ヲ唱ヘ、天下ヲ跋渉シ有志ノ徒ヲ鼓舞ス。世ノ罔極ニ遭ヒ自刃シテ死ス、ソノ風ヲ聞テ興起スル者不少」とあつた。

『中臣祓』を読む

折本龍則

『中臣祓』とは

愛媛尚友会の三浦兄弟と『中臣祓』を読んだ。この『中臣祓』は、山崎闇齋の創始した垂加神道において、『日本書紀』神代卷と並ぶ重要な教典とされている。それは、垂加神道のな道がその流れを汲む伊勢神道や吉田神道のなかで『中臣祓』が最も重要な教典の一つとされていることによる。闇齋は、寛文九年、

五十一歳の時に、伊勢の大宮司大中臣精長から『中臣祓』を伝授され、これによつて正式な神道者としての立場を固めた。また彼は後年、『日本書紀』神代卷の注釈書である『風葉集』と並んで、この『中臣祓』の注釈書である『風水草』を著している。

『中臣祓』は、またの名を『大祓』と云い（両者の間で宣下体か奏上体か等の若干の相異はあるが、本文は概ね一緒である）、古くは『大宝律令』の時代に端を発し、「延喜式」にもその名が見える。現在も宮中では毎年六月の晦日と十二月の大晦日の二回に亘つて、「大祓の儀」が重要な宮中祭祀の一つとして斎行され、全国の神社でも大祓の神事が行われている。また上述した二回以外にも、歴史上大祓の儀は、戦争や天変地異などの国家的変事の際にも行われてきたようである。古代にお

なぜ『中臣祓』が重要なのか

い。 いう形で行われていて（中澤伸弘『宮中祭祀』展転社）が、大臣以下の国民による参列はな

五十一歳の時に、伊勢の大宮司大中臣精長から『中臣祓』を伝授され、これによつて正式な神道者としての立場を固めた。また彼は後年、『日本書紀』神代卷の注釈書である『風葉集』と並んで、この『中臣祓』の注釈書である『風水草』を著している。

なぜ『中臣祓』が重要なのか

この『中臣祓』が何故重要なかというと、それは他の祓が主として個人の罪穢れを祓うのと異なり、『中臣祓』は、瓊瓊杵尊による天孫降臨と神武天皇による我が国建国の由来を説き、君臣の道義を明らかにすると共に、天下全体の罪穢としての国津罪・天津罪（くにつつみ・あまつつみ）を清める祓だからである。山崎闇齋の孫弟子である若林強齋の『中臣祓師説』によると、この『中臣祓』は、「神武天皇の御宇、天兒屋根命の孫天種子命、御先祖以来伝へ玉へる道を述べて奏聞なされた」のが起源であるとされ、強齋の開いた学塾である望楠塾の学統に連なり、宝曆事件の首謀者としても知られる竹内式部は『中臣祓』のなかでより具体的に「時に古へ兒屋講義」のなかでより具体的に「時に古へ兒屋

けようとして、まず我が国の建国の由来を「神代の世壽」として述べ、次に諸々の天津罪國津罪を祓う祝詞としての「天津祝詞の太詔辭」を説かれたということである。ここでは以下に本文の意訳を記し、原文は本論の末尾に掲げることとする。

神皇一体・祭政一致の国体を顕現

根命政をとらせらるる時、素戔鳴尊が犯し過たせられける罪咎を、兒屋根命が天津祝詞の大諱辭を以て祓せられたる時、祭る所の神、祓の心法の大事が国家政の要領たる事と云を、今神武天皇へ種子命が申し上んとて、先づ神代の世壽と云、我が国皇道の道統、道の道統を始に上げられて、次に祓の事を解れた」と述べてゐる。すなわち、「中臣祓」は、天津罪（地上の罪と天上の罪）を犯す者が現れたため、朝廷では大中臣が贖物（あがないもの）を千座の置座（ちくらのおきくら）と呼ばれる台の上に置いて天津祝詞の太諱辭（あまつのりとのふとのりと）を宣読せよ。そうすれば天津神と国津神はこれをお聞き入れなされて罪という罪は祓え清められるであろう。

によつて処することを肝要とした。ここに政事（まつりごと）と祭事（まつりごと）を表裏一体とする我が国の「祭政一致」たる所以がある。「中臣祓師説」は次にように説いている。「天下の人民も、罪科あるを覆い隠して、罪ない顔をしてからが、實に罪があらばなんとせふ。天下のしをきにそむき、神明の冥慮にみかぎられては、一旦陳じてよしなにしていなが、なんの栓ないこと。刑罰をまぬがれても、實に天地神明の冥罰を蒙れば、天地無窮の間、その罰のがるべからずして、禍を子孫に貽す。實に畏るべきこと也。しかば自ら犯過罪科を一点毛頭覆ひ隠すことなく、明白に申し出でるでなふては、どこまでも逃られぬにきはまりたることぞ。・・・祓の用は全くここにあることで、祭政一理の事実也」。

日靈貴（天照大神）の道、教へは猿田彦の教へ」と述べたごとく、君は天照大神の教えにしたがつて民を慈しみ、臣は君を守り奉ることを意味する。また『中臣祓講義』は、「中」は君のことと云うとし、この君の立つところに道が生まれ、「臣下はその中たる君を守ることを道とすると説いた上で、「天下を治むるも、天下中が皆父子は親く、君臣は義と云やうに五倫皆な揃ふて、仁義礼智の天理の儘なれば政はいらぬ。兎角気に渡れば其の父子が不親、君臣がたのもしうなく不仁不義をするから、天子も諸侯も代官も奉行もいる。然れば政は其の邪な氣を祓ふより他はない。夫れを祓が政の根本じやと云事。」と述べ、中の徳をより具体的に儒教的な三綱五常の道義と同定しているのである。

時の権力が畏れる『中臣祓』

さて、以上見たように、垂加神道が重んじる『中臣祓』は、国家の罪穢れを祓うことによつて、「神皇一体」、「祭政一致」を我が國体の真姿として顯現するとともに、君臣合体して守るべき「中」の道、より具体的には三綱五常の道義を明らかにすることによって國家を正道に帰せしめる重要な意味を持つていた。こうした性格を持つ『中臣祓』は、朝廷を敬して遠ざける時の権力にとつて都合の悪い存在であつたとしても不思議ではない。筆者がある識者から聞いた話によると、徳川幕府の時代に大祓の儀が中断させていたのは、

『中臣祓』若林、竹内 両先生の講義を拝読して

(愛媛県師友会ひの会) 三浦夏南

崎門、垂加神道が最も重要とした古典は日本書記神代卷と中臣祓である。とりわけこの中臣祓は、我が国の道を説いた古典として重く扱われた。崎門学者竹内式部先生は「我が國上古よりの道を解きたる書と云は此中臣祓一書ならでは外にない」と言っている。

中臣祓は大きく二つに分けることができる。一つは神代の壽詞である。壽詞は天照大神様の御神勅、天孫の降臨、神武天皇の肇国を語り、皇國不動の基礎を示し、本来の我が國の在り方を讀えたものである。二つ目は祓。本来の姿は宇内に尊くとも、榮枯盛衰、気の清濁は避けることができない。そこで罪穢れを祓い、本来の皇國の姿に回帰することが必要になる。これが祓である。

中臣祓は国家の罪穢れを祓うことを天神地祇にお祈り申し上げるものであるが、同時に各々が自己の内に反省し、己の罪穢れを祓うものもある。特に若林強齋先生はこの点を強調しておられる。「祓と云は畢竟する處、上の祓を承けて、下面々己にたちかえつて、わるいこと、汚れたことを祓ふより外ない。これが又面々祭政の理にそむかぬと云もの。」己の心を清々たらしめること。これこそ己の為にする学、魂の學問であり、面々が罪穢

れを祓い清め、清々の心に至る時、皇國は本來の皇國に回帰する。代々の先祖を通して御皇室と繋がり、御皇室の中心に居られる天皇は天神地祇と結ばれている。神々と祖孫一貫である我々皇民は、神々と繋がる心神を頂いており、氣の清濁により心の疊ることはあつても、罪穢れを祓い清めることができれば、清く明るい神の心に回帰することができる。この確信の下、崎門の先哲は皇國の道は祓の一字に尽きると断言された。崎門の学は博にして約。造化から人倫まで、天理を説けば道は広大であるが、その学の根本を祓の一字に見出された。

朱子学においても性善説を語り、氣質を学によつて変革し、天より与えられた本性へと回帰すれば、聖人となることができると説く。つまり、己に克ち礼に復する、人欲を断ち、天と合一することを目指す。この克己こそが神道においては祓に他ならない。しかし、克己こそ学の要であるが、己でもつて己に克つといふことなどできるであろうか。ここに朱子学最大の難点があり、私は個人の体験としてもここに最大の苦しみを持つ。克己によって人欲は廢せるのか。人為によつて天に帰することはできるのであるうか。そして、頼みとするその天といい、理というものは観念でしかないのではないか。

この学の根本問題に、我が皇國の神道は明確な救いを与えてくれる。我々皇民にとつては必ず腐敗する。どんな汚れた水も、母なる海に帰れば、溶けて歸一し清明になる。人も

あるこの心神も天神地祇と一体の賜物である。我々が必死の覚悟でお祈り申し上げれば、神々は必ず答えてくださる。神々は我々を見守り給う父母のような御存在である。なんと有難いことであるか。我々は神州にいのちを頂いた神民であることに感謝の祈りをささげ続けねばならない。我々皇民にとつて克己とは、神への祈りの中に、神との一体感の中に、そして、神の御加護の下に自ずから生じるものである。

しかし強齋先生は、神いますことの有難さだけではなく、それ以上に神々に対し奉る我々の必死の覚悟を求める。「底心つくして按排布置なく、赤子の様な心になつて申されば、御聞届はないぞ。ここがきわめて大事。今迄犯し過つた罪咎はせふことがない。自首して蔽隠さず、贖物を出し、つんと吾が誠の至り、底心から神皇へ御断申し上げ、御聞届けあらぶあるまいはあなたの次第、そこは此方の思慮にないこと。唯一心不乱になげき切つて申し上より外はないぞ。一旦祓つて再犯するやうなことでは、却つて神を瀆し慢ると云ふもの。」ここに強齋先生のただの神頼みとは孝孺を読み、併せて全体の総括をする予定です。

第四回、『靖獻遺言』を 読む会のお知らせ

第四回、『靖獻遺言』を読む会の開催日時が決定いたしましたので、お知らせいたします。テキストは前回に引き続き、近藤啓吾先生の『靖獻遺言講義』(国書刊行会)を使用致します。次回は第七巻の劉因と第八巻の方孝孺を読み、併せて全体の総括をする予定です。

つきましては振るつてのご参加をお持ち致しております。

日時：平成二八年十月一日（土曜）

午後二時開始

場所：千葉県浦安市当代島一一三一二九

アイエムビル5F

連絡先：〇九〇一八四七一六二七

（代表・折本）

時論 天皇陛下の おことばを拝して

天皇陛下の

君恩優渥感泣に堪えず

まずこの陛下の御言葉を拝聴した小生は、そのお言葉の一言一言に込められた、陛下が国民を慈しみ大切に思われる大御心のかたじけなさに、一国民として涙の出る思いであつた。また同時に、これまで陛下が「象徴天皇」としての御立場を自覚され、そのあるべき姿に腐心されて来られたご労苦を拝察し、肅然と頭を垂れる思いであつた。

いまやご歎慮が示された以上、臣下である我々国民は、安倍首相以下、ただ承認必謹であるのみであるが、その上で、現行の皇室典範では、御譲位に関する規定がないため、皇室

「神勅」、すなわち「葦原の千五百秋（ちいはあき）」の瑞穂の国は、是、吾が子孫（うみのこ）の王（きみ）たるべき地（くに）なり。爾皇孫（いましすめみま）、就（い）でまして治（し）らせ。行矣（さきくませ）。宝祚（あまのひつぎ）の隆えまさむこと、当に天壤（あめつち）と窮り無けむ」とあるのに基づくのであるから、皇位繼承について定めた皇至典範の改正は、国会の議決ではなく、内閣が陛下の御叡慮を拝して決すべきものと愚考する。

まで天皇の務めとして、何よりもまづ国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ました」と仰せになつてのことからも明らかなのである。ところが、この宮中祭祀は、現行憲法における「政教分離」規定との兼ね合いから「皇室の私事」と見なされ、多くの国民がその存在を知らずにいる。

また一方で、陛下は、国事行為の他に、天皇の「象徴的行為」として津々浦々を行幸され国民と親しく接して来られたが、これについても陛下は、「天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすために

上述したように、天皇の御位は、「国民の総意に基づく」ものではなく、天照大神が天孫瓊杵尊に授けられた「天壤無窮の神勅」に基づくものであり、また天皇にとつて最も大事なお務めは、国家国民の安寧幸福を祈られる「宮中祭祀」である。しかるに現行憲法は、この「宮中祭祀」を「皇室の私事」とする一方、陛下に「象徴天皇」としての多大なご労苦を強いていることが、今回の重大発表の背景にある根本の問題であり、臣下である我々国民はそのことを深く反省せねばならぬと愚考する次第である。

民に対してもおことばを発表され、御譲位の意向を示された。陛下は御自らの高齢化により、「象徴天皇」のとしてのおつとめを、これまでのように全身全霊で果たすことが困難になりかねないことや、先帝の不例や崩御と新帝の即位を同時にを行うことが、社会を停滞させ、遺された皇族に負担を強いることなどを御憂慮され、「象徴天皇」としての御立場から皇室制度への言及を避けながらも、婉曲に御譲位の意向をお示しになられたものと思われる。

典範の改正に着手する必要がある。

「象徴天皇」故のご労苦

ところで、今回陛下が御譲位を思召された背景には、多忙を極めるご公務の存在があるが、実のところ、こうした陛下のお務めは、法律の公布や国会の召集、衆議院の解散といつたいわゆる「国事行為」の他は、憲法上如何なる規定もない。しかし天皇陛下にとつて最も大事なお務めは「宮中祭祀」によつて國家の安泰と国民の幸福を祈ることであります。それは上述した「天壤無窮の神勅」と共に、天照大神が瓊瓈杵尊に授けられた「宝鏡奉斎の神勅」、すなわち「吾が児、此の宝鏡（たからのかがみ）を視まさむこと、当に吾を見るがごとくすべし。与に床を同くし殿おほとの）を共（ひとつ）にして、斎鏡（いはひのかがみ）とすべし。」にも示されていました。そしてこのことは、陛下も、「私はこれ

は、天皇が国民に、天皇といふ象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありやうに深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共に自らの内に育てる必要を感じて来ました。」と述べられています。つまり今上陛下がこれまで続けてこられた「象徴的行為」としての行幸は、陛下が、「象徴天皇」のありやうに思いを致し、国民にその立場への理解を求める必要を感じられた結果であると述べられているのである。

これは大変深刻なお言葉ではないか。といふのも、現行憲法が「象徴天皇」の存在を「国民の総意に基づく」と規定したこと、畏れ多くも今上陛下に、天皇という存在に対する国民の理解を得るために多大なご労苦を強いたとも言いうるからである。このことは、我々として大変畏れ多く、陛下に対し深く謝し奉らねばならないことである。

典範の改正に着手する必要がある。

「象徵天皇」故のご勞苦

は、天皇が国民に、天皇といふ象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありやうに深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。」と述べられてゐる。つまり今上陛下がこれまで続けてこられた「象徴的行為」としての行幸は、陛下が、「象徴天皇」のありやうに思いを致し、国民にその立場への理解を求める必要を感じられた結果であると述べられているのである。

これは大変深刻なお言葉ではないか。といふのも、現行憲法が、「象徴天皇」の存在を「国民の総意に基づく」と規定したことが、畏れ多くも今上陛下に、天皇という存在に対する国民の理解を得るために多大なご労苦を強いたとも言いうるからである。このことは、我々国民として大変畏れ多く、陛下に対し深く謝し奉らねばならないことである。

上述したように、天皇の御位は、「国民の総意に基づく」ものではなく、天照大神が天孫瓊杵尊に授けられた「天壤無窮の神勅」に基づくものであり、また天皇にとつて最も大事なお務めは、国家国民の安寧幸福を祈られる「宮中祭祀」である。しかるに現行憲法は、この「宮中祭祀」を「皇室の私事」とする一方、陛下に「象徴天皇」としての多大なご労苦を強いていることが、今回の重大発表の背景にある根本の問題であり、臣下である我々国民はそのことを深く反省せねばならないと愚考する次第である。